

「被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給」について

－大規模半壊以上の被害を受けた世帯－

台風第19号により被災された世帯のうち、居住する住宅が大規模半壊以上の被害（災害救助法に基づく「被災証明書」による「大規模半壊」以上の証明）を受けた世帯に支援金を支給します。

1 基礎支援金の支給

[被害の程度]	[複数世帯]	[単身世帯]
全壊、解体	100万円	75万円
大規模半壊	50万円	37万5千円

2 加算支援金の支給

基礎支援金の支給対象世帯で、さらに、住宅の建設、補修等に要した費用を補助するための支援金を支給します。

[再建方法]	[複数世帯]	[単身世帯]
建設・購入	200万円	150万円
補修	100万円	75万円
賃借	50万円	37万5千円

3 補助対象

別紙「補助対象について」をご覧ください。

4 申請から支給までの流れ

- (1) 支援金支給の対象となる方で、支援金を希望される方は、まずは、お住まいの地域の総合支所地域振興課（下記問い合わせ先）までお電話ください。必要書類を返信用封筒同封のうえ、個別に郵送でお送りします。
- (2) 同封の申請書に必要事項をご記入ください。
- (3) 申請書と必要書類一式を返信用封筒にてご返信ください。
- (4) 申請書を区で受付後、書類内容を確認のうえ、東京都に提出します。
- (5) 東京都から被災者生活再建支援法人に書類が送られ、被災者生活再建支援法人から直接、被災世帯に支援金が支給されます。

※原則、住民票に記載されている「世帯主」が申請してください。

※申請書の提出から入金までは、2～3か月程度かかります。

5 必要書類

- (1) 被災者生活再建支援金支給申請書（様式第7号）

※消せるボールペン、鉛筆で書かれた書類は、受付できません。

※別紙「記入例」をご覧ください、ご記入ください。

(2) 住民票の写し（世帯全員で、続柄が載っているもの）

※被災した時の住所が載ったもの。

世田谷区では、台風第19号の被害により、各種生活再建のための支援制度等の手続きに「住民票の写し」が必要な場合には、災害救助法に基づく「り災証明書」の提示により、令和2年11月11日（水）まで交付手数料を免除しております。

無料発行窓口：各総合支所くみん窓口、各出張所、各まちづくりセンター

(3) 災害救助法に基づく「り災証明書」のコピー

(4) 預金通帳のコピー（銀行、支店名、預金種目、口座番号、申請者本人の名義の記載があるもの）

※キャッシュカードのコピーでも可（ただし、銀行、支店名、預金種目、口座番号、申請者本人の名義が確認できること）

【住宅の建設、購入、補修、または賃借を行った場合】

① 契約書のコピー

※住宅建設であれば、登記簿謄本や建築確認書の写し等でも可

② 領収書のコピー

【半壊で解体した場合】

住宅に半壊の被害、又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体し、解体されたことが確認できる証明書（公的機関による解体証明書、または滅失登記簿謄本）

【敷地被害で解体した場合】

宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書、写真など住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書

6 申請期間

基礎支援金 令和2年11月11日（水）まで

加算支援金 令和4年11月11日（金）まで

7 申請方法

支援金支給の対象となる方で、支援金を希望される方は、まずは、お住まいの

地域の総合支所地域振興課（下記問い合わせ先）までお電話ください。必要書類を返信用封筒同封のうえ、個別に郵送でお送りします。

郵送で届いた申請書に必要な事項を記入のうえ、必要書類と一緒に同封の返信用封筒に入れて返送してください。

8 問い合わせ先

お住まいの地域の総合支所地域振興課

世田谷総合支所地域振興課 03-5432-2812

北沢総合支所地域振興課 03-5478-8000

玉川総合支所地域振興課 03-3702-1603

砧総合支所地域振興課 03-3482-1321

烏山総合支所地域振興課 03-3326-1202